

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

- 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
- 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

下記の家屋が、この規定に該当するものであることの証明を申請します。

令和 年 月 日

三木市長 へ

申請者 住所
(取得者) 氏名

申請代理人 住所
氏名

所在地	三木市		
建築年月日	年	月	日
取得年月日	年	月	日
取得の原因 (移転登記の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 競落	
申請者の居住	<input type="checkbox"/> 入居済	<input type="checkbox"/> 入居予定	
床面積	計	m ² (うち住宅以外の部分	m ²)
構造	造 建		
区分建物の耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火又は準耐火 <input type="checkbox"/> 低層集合住宅		

必要書類 (すべて写し可)	第41条(新築)	第41条(未使用取得)	第42条第1項(既存)
		○登記事項証明書または登記申請書と完了証 ●住民票(未入居の場合は申立書)	○登記事項証明書または登記申請書と完了証 ●住民票(未入居の場合は申立書) ○売買契約書等取得年月日のわかる書類 ○建築後使用されたことのないことがわかる書類
	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の場合		【建築後の年数が要件を超えている場合】
	○認定申請書と認定通知書		○耐震基準適合証明書または住宅性能評価書
	抵当権の設定登記の場合		(取得日の2年以内に調査・評価されたものに限り)
	○金銭消費貸借契約書など抵当権の被担保債権が当該物件の取得などのためと明らかな書類		
	区分所有家屋の場合		
	○確認済書と検査済書、設計図書、建築士(木造建築士を除く)の証明など ただし、登記記録から耐火建築物または準耐火建築物に該当することが明らかであれば不要		
	【低層集合住宅に適合する場合】		
	○国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書		

住宅用家屋証明書

(租税特別措置法第72条の2、第73条、第74条、第75条関係)

租税特別措置法施行令

- 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - 新築されたもの
 - 建築後使用されたことのないもの
- 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

下記の家屋 (年 月 日 { 新築 取得 }) が、この規定に

該当するものであることを証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 競落
備考	

令和 年 月 日

兵庫県三木市長 仲田 一彦